平成２１年（フ）第３３４３号
横浜市金沢区並木１丁目４番１―201号
債務者　小島　信雄
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８５号
東京都八王子市中野町2508番地10
債務者　中村　　修
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４８６号
東京都八王子市中野町2508番地10
債務者　中村イサ子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３０６８号
横浜市神奈川区三ツ沢下町10番18号　エステート三ツ沢下町101号
債務者　井上　　豊
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２４号
青森市浜館４丁目１番地１
債務者　工藤ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
静岡県浜松市中区鴨江１丁目26番７号、前住所静岡県浜松市中区布橋２丁目４番12号
債務者　住吉　謙治
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
静岡県浜松市中区鴨江１丁目26番７号、前住所静岡県浜松市中区布橋２丁目４番12号
債務者　住吉かよ子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６１９号
静岡県浜松市浜北区小林1400番地の４　テラスハウス小林105号
債務者　芹澤美千代
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
広島県福山市草戸町２丁目21番24―５号
債務者　藪田　　勇
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３８７号
広島県福山市山手町４丁目18番33―２号
債務者　高橋　功二
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３８８号
広島県福山市山手町４丁目18番33―２号
債務者　高橋ひろみ
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４２０号
広島県福山市多治米町２丁目23番９号
債務者　松井美智子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４２９号
広島県福山市南本庄３丁目12番９―402号、旧住所広島県福山市多治米町３丁目18番７号
債務者　向井　泰彦
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３７６号
愛知県北設楽郡豊根村三沢字倉畑１番地１
債務者　坂口　京子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１３５９号
東京都杉並区和田３丁目17番７―103号グリーンコーポ東高円寺
債務者　清水　律子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４０２号
東京都足立区梅島３丁目25番９号ブランドールＭＯＴＯＫＩ201
債務者　澤田久美子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

第明治三二十種郵便物認可